

令和5年11月 農業委員会総会

令和5年11月27日(月) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年11月の農業委員会総会を開催します。」

「本日は、12番〇〇委員が欠席です。委員12名中11名出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいております。」

「それでは、開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、11月の行事及び12月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を12月20日、総会開催日を12月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を12月20日、総会開催日を12月25日といたします。」

「次回の調査委員は 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくをお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」</p> <p>「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項 2 番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明)</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第 1 9 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第 1 9 号について説明します。」</p> <p>「総会資料 1 5 ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ 1 6 ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 1 9 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「〇〇です。補足説明をさせていただきます。1 6 ページの戻っていただいて一番上の〇〇氏と〇〇氏の計画で、契約期間が中途半端になっている理由ですが、〇〇氏が〇〇氏より他に借りていらっしゃる農地があります。その農地の終期と合わせとけば今後更新の作業を同じ時期に出来る。ということで他の農地の契約の終期に合わせるということで、中途半端な期間になっています。また、〇〇氏と〇〇氏の契約農地ですが、孫番になっている A B は、ハウスごとにおいて契約されている関係で同じ地番ですが A B</p>

事務局	に分かれています。」
会長	<p>「他にありませんか。」</p> <p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第19号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第19号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>それでは、引き続き議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「議案第20号について説明します。」</p> <p>「総会資料25ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ26ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第20号 農地法第4条の事案について、調査委員より説明をお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「それでは、調査委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「4番 〇〇です。11月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局、地元の〇〇推進委員、行政書士の〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇小学校より〇〇方面に向かう県道。〇〇より約200m進んだ〇〇方面に向かう角の家です。申請地の状況は、現況畑で野菜を作られており、樹木が2～3本ありました。転用計画の妥当性ですが、土地を探されていたようですが、自宅からの距離が遠く、県道沿いであるため車両の往来が多く断念されたようで、今回の土地になったようです。転用した場合の申請地周辺への被害の状況ですが、汚水・生活雑排水は本宅よりもってくるためなし。雨水は水路放流、隣に農業排水があるため補水についてはそこに流されます。隣が〇〇さんの自宅で自宅の前に建てられることにより建物の高さを5m程度加減されるため日照については問題ない。と考えます。調査員の意見ですが、自宅内の土地で周辺には問題ない。と考えています。説明が不足する場合は地元委員をお願いします。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「5番 〇〇です。11月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局、地元の〇〇推進委員、行政書士の〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。地元委員の意見として、自宅前の農地で家庭菜園、植木を半分植えられ場所の半分の農地を使用されるため、建物じたいも休憩スペースの建物につき周辺以外の環境や農地への被害もないと思われ、以上のことから問題ない。と思います。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見ををお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「14番 〇〇です。調査委員と地元委員からほとんど説明がありましたが、30ページの図面を見ると上が入り口、その奥に自宅があります。その前に畑があり端に植木・真ん中に野菜が植えてありましたが、特に問題ない。と感じました。お隣の日照時間が気になりますが、低くおさえられているので、日照時間は問題ない。と思います。造成についても現況のまま利使われますし、重</p>

〇〇委員	機も入らないと思います。排水計画も被害防除計画でしっかりされていますので、特に問題ない。と思います。以上です。」
会長	「これについて、特に問題ないですか。」
全委員	「異議なし」
会長	「特に問題がないようですので、採決に移ります。」 「議案第20号 4条許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第20号 農地法第4条の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」
事務局	「引き続き議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第21号について説明します。」 「総会資料40ページをご覧ください。」
	(議案朗読)
事務局	「次のページ41ページをご覧ください。」
	(詳細説明)
事務局	「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」
事務局	「以上です。」

<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第21号 農地法第5条の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「9番 〇〇です。11月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局、地元委員の〇〇委員、〇〇推進委員、測量士の〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、現在施行中の基幹農道の起点になる〇〇郷出入口のすぐ道路わきで当該地の周囲は道路と川で民家の隣接もありません。新築予定地の現状は荒地ですが、西隣には〇〇氏の畑がありますが、1m程1段高くなっていますので、法面を掘るためコンクリート工事が行われる予定です。生活雑排水等は、合併浄化槽で処理され既存する隣接敷地内にある排水路への注水で道路側溝へ流される予定です。日当たりは、すべて良好な状況であり何ら被害はない。と思われました。特別な問題点等はない。と思われませんが、説明不足があれば地元委員さんによろしくをお願いします。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「7番 〇〇です。今の〇〇委員の説明で十分だと思います。新しく家を建築されるということですが、現在お住まいの住宅は、前に町道が走っており1mくぼんだところに建っており、町道の拡張工事もあっており日当たりもあまりよくない。と思われます。これを機会に1段あがった荒地に家を建築しようと思われたのでは。と考えております。いろいろなものに関しては、全く問題ない。と思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「16番 〇〇です。場所は先ほど説明されたとおりです。道沿いに住宅があり、1段低いところに建っています。その裏が転用地になります。転用地の西側に〇〇氏の畑がありますが、法面工事をされますので、被害はない。と思います。生活雑排水等も合併浄化槽で道路側溝に放流され、周辺地域に対しても特別な問題は</p>

〇〇委員	ない。と思います。以上です。」
会長	「審議に入りたいと思いますが、今の説明で特に問題ない。と思いますが。」 「異議など無いようですので、採決に移ります。」 「議案第21号 5条許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第21号 農地法第5条の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」 「以上で議案の審議を終了しました。」
会長	その他 「以上をもちまして令和5年11月の農業委員会総会を終了いたします。」
	議事録署名人
	会長
	議事録署名人
	議事録署名人